高齢者住宅整備資金貸付金の債権管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：高齢介護室介護支援課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　貸付金制度  (1)　高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的とし、60歳以上の親族と同居し又は同居しようとする者で、60歳以上の者の専用居室、浴室及び便所等を整備するための家屋の増築、改築又は改造しようとする者に対し、府が直接資金を貸し付けるものである（償還期限は最大10年）。  (2)　昭和48年度から平成９年度末をもって新規貸付を停止し、平成11年度末に規則を廃止した。  ２　債権回収状況  (1)　貸付総額は2,145百万円（1,924名）、平成24年度末現在の収入未済額は元利合計37.9百万円（59名）である。  (2)　平成24年度の収入額は元金部分1.0百万円、利息部分0.1百万円にとどまる。  (3)　収入未済額のうち17.3百万円分を整理対象債権としている。  (4)　大阪府新公会計制度では、未回収額のうち整理対象債権17.3百万円について不納欠損引当金を計上済である。  ３　債権管理の体制  現在２名体制（他業務と兼務）で管理を行っている。 | １　回収について引き続き進めるとともに、回収の見込みが立たない債権については、債権放棄等の処理を計画的に進めるべきであるが、具体的な動きには至っていない。  ２　平成24年度末時点において、借用書の所在が不明の債権残高が1.1百万円ある（７名、当初貸付5.2百万円、平成13年に紛失が発覚）。  ３　平成24年度末時点で、当課において個人別の残高を管理している債権管理システムの残高（38.5百万円）と財務会計システムの残高（37.9百万円）の差額が0.5百万円発生している。  平成15年度には当該差異が把握されていたが、原因が特定できず、正しい残高に一致させる処理が現在までなされてこなかった。 | １　収入未済額については引き続き効率的な回収を進めるとともに、貸付けが長期に及んでいるため、回収の見込みが立たない債権については、債権放棄等の処理を計画的に進める必要がある。  ２　定期的なチェックの仕組みがなく、重要書類の適切な管理がなされていない。  ３　システム間の定期的な残高照合の仕組みがなく、適切な債権残高管理が行われていない。 |
| 対象受検部局（機関）の見解 | |
| １　債権放棄に向けての取組  これまではコストに見合った回収額があったと認識しているが、昨年度あたりから回収額がコストを下回ったと認識。その原因は、債務者自身の高齢化等により返済能力が低下してきたためと考えている。  今後、債務者の返済能力が復活するとは考えにくく、また管理コストを勘案すると、債権放棄に当たっては整理対象債権だけでなく、現在の回収対象債権も併せて検討する必要があると考えている。  今年度において、財務部の債権特別回収・整理グループと共同で、債務者の状況の見極めを行う予定である。  ２　借用書の紛失及びシステム間の債権残高の差異  「借用書の紛失」については、平成13年度当時に文書の不存在が確認され、当時の担当者等から聞き取りを行うなど、以降捜索を続けたが発見に至らず、現時点においては原因の追究は困難な状況にある。現在は、鍵のかかる書庫で保管しており、今後とも文書保存に万全を期す。  「システム間の債権残高の差異」の原因究明については、債権管理システムのデータの一部がすでに消去され、過去の書類も一部不存在という状況であるが、再度、既存の書類・データ等により調査を行う。  ３　いずれの事例とも、書類の保管・数字のチェックなど基礎的な管理が過去からできていなかった結果であり、今後は、債権管理に万全を期すとともに、コスト意識を高めて事務処理に努める。 | |
| 委員意見 | | |
| １　回収の見込みがある債権については引き続き回収を進めるとともに、回収の見込みが立たないと整理した債権（整理対象債権17.3百万円）は、再度、返済の可能性について精査した上で、早期かつ計画的に「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づく整理計画を立て、債権放棄の処理を検討されたい。  ２　「借用書の紛失」については再発防止のための適切な内部統制の仕組みが必要であり、「システム間の債権残高の差異」についても同様に徹底的な調査と原因の解明及び適切な内部統制の仕組みが必要である。  このため、発生原因・これまでの経緯・今後の処理方針・再発防止策を早急にまとめ、抜本的な対策を講じられたい。 | | |
| 措置の内容 | | |
| １　回収の見込みが立たないと整理した債権（整理対象債権17.3百万円）は、全て消滅時効期限に到達している上、借受人、連帯保証人又は相続人が居所不明となっているのがほとんどであり、財務部税務局税政課債権特別回収・整理グループと連携し、以下のとおり債権放棄に向けた手続（時効の援用、所在調査、財産調査）に取り組んできた。  (1)　借受人、連帯保証人あるいは相続人に対し連絡をとり、時効の援用の手続を行う。  (2)　居所不明者の所在調査のため、戸籍謄本等の徴取  (3)　居所不明者の財産調査のため、把握している住所の近隣の金融機関等に対する財産調査  (4)　(1)から(3)を踏まえて、債権放棄に向けての手続を進める。  その結果、条例に基づく債権放棄の要件を満たした２件471,545円及び延滞金4,209円の債権放棄について、平成27年２月議会に付議し、可決された。  平成27年度においては、１件492,490円及び延滞金935円の債権放棄について、平成28年２月議会に付議し可決されるとともに、その他６件3,155,862円及び延滞金6,770円の債権整理を行った。  今後とも、上記手続を進め、債権放棄に該当するかの見極めを行い債権の整理に取り組む。  ２　財務会計システム残高と債権管理システム残高の差異については、会計局と処理について協議を進め、平成27年７月14日付けでシステム間残高の差異の修正処理が完了した。  今後の債務残高の管理については、債務者からの納付があれば、財務会計システム及び債権管理システムに歳入が反映されているかその都度確認を行う。また、月ごとに会計システムと債権管理システムの残高が合致しているか確認を行い、システム間で差が生じることがないよう管理を行う。 | | |

　　監査実施年月日（委員：平成25年８月２日、事務局：平成25年６月24日から同年７月２日まで）